

後見支援預金特約**1. 特約の適用範囲**

- (1) この特約は、当金庫が取り扱う後見支援預金（以下、「この預金」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約で定める事項は、当金庫「普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫「規定」の定義によるものとします。

2. 利用対象者

家庭裁判所が「指示書」を交付した者とします。

3. 取扱店

後見支援預金口座または後見支援無利息預金口座を開設した店舗のみを取扱店とします。

4. 取引の方法

すべての取引は「指示書」に基づき取り扱うものとします。

5. 取引の制限

この預金は、次に掲げる取引には利用できません。

- (1) キャッシュカードの発行
- (2) A T Mの利用
- (3) インターネットバンキングの利用
- (4) 給与・年金等の受け取りや各種料金等の自動支払い
- (5) マル優の取扱い

6. 解約

この預金は、次の事由による場合のみ、所定の手続きにより解約することができます。

- (1) 成年後見人が死亡した場合
- (2) 裁判所の「指示書」に基づく場合
- (3) 成年後見人の後見開始取消審判が確定した場合
- (4) 未成年後見の場合で、成年に達した場合など、法定後見制度の適用外となった場合
- (5) 法令の改正等により、本商品の取扱いが困難であると当金庫が判断した場合

7. 適用条項

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合、当金庫と協議のうえ決定するものとします。

8. 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

9. その他事項

- (1) この預金は預金保険制度の対象商品であり、「後見支援預金」は預金保険の範囲内で、「後見支援無利息預金」は全額保護されます。
- (2) この預金の開設、利用に当たっては、当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。

以 上